

「第二期地方分権改革における県から市町への権限移譲に関する調査」の結果について

1 調査対象事務（64 法律 359 事務）の権限移譲の状況（詳細は別表 1 のとおり）

	宇都宮市（中核市）		市		町	
	法律	事務	法律	事務	法律	事務
今回法令により新規に移譲となる事務	24	94	40～44	172～195	3	23
うち権限移譲推進計画掲載済の事務	2	8	0～11	0～55	0	0
特例条例等により移譲済の事務（ ）	45	248	12～16	58～89	12・13	58～66
うち特例条例により移譲済の事務で今回法令により移譲となる事務	9	48	12～15	58～81	2	6
第 1 次勧告では移譲先となっていない事務	-	17	-	98～106	-	270～278
うち特例条例による移譲を新規に希望する事務（権限移譲推進計画掲載済の事務を含む）	1	9	0～3	0～12	0～29	0～116

県特例条例により移譲済又は大都市特例等により移譲済（宇都宮市は中核市・保健所設置市として移譲分あり）の事務。
なお、上記表の法律数は、1 法律の中に新規移譲事務と移譲済事務が存在するなど、重複しているものがあるため、各市町で法律の合計数が必ずしも 64 とはならない。

2 調査結果の概要（その 1）

「今回法令により新規に移譲となる事務」及び「第 1 次勧告では移譲先となっていない事務のうち、特例条例による移譲を新規に希望する事務」について調査した。

(1) 集計結果

移譲に当たっての課題（単位：％）

ア 特に課題なし	課題あり（複数回答）		
	イ 専門知識やノウハウが不足	ウ 現在の人員体制では対応が困難	エ 多大な財政負担が想定される
5.8	91.3	66.0	11.4

望まれる対策（複数回答）（単位：％）

ア 事務処理マニュアルの整備等	イ 事前研修会の開催	ウ 市町職員の県への派遣	エ 当面の間、県による相談・支援体制	オ 事務量に見合った職員数の確保	カ 県等からの専門職員の派遣	キ 周辺市町等との共同事務処理体制の構築	ク 必要な財源の確保
82.5	78.9	21.2	78.2	66.0	25.7	12.0	19.5

及び の集計方法は以下のとおり。

- 1 市町毎の「今回法令により新規に移譲となる事務」数及び「特例条例による移譲を新規に希望する事務」数の全市町合計…(a)
- 2 上記 1 の事務について、各市町の回答項目毎の回答数の全市町合計…(b)
- 3 各回答項目の回答割合（％）: (b) / (a) × 100

(2) 「望まれる対策」の回答状況について

ア 「望まれる対策」の回答項目数が多かった事務（詳細は別表 2-1 のとおり）

事務毎の回答項目数の全市町合計 / 移譲（希望）市町数 × 対策 8 項目（ア～ク）

身体障害者福祉法第 15 条第 4 項（身体障害者手帳の交付）・・・77.7%(87/112)
障害者自立支援法第 58 条第 1 項（育成医療費の支給）・・・73.2%(82/112)
障害者自立支援法第 54 条第 1 項（育成医療費の支給の認定）・・・71.4%(80/112)
都市計画法第 29 条第 1 項（都計区域又は準都計区域における開発行為の許可）・・・68.8%(55/80)
社会福祉法第 56 条第 1 項（社会福祉法人に対する報告徴収及び検査）・・・67.3%(70/104)
社会福祉法第 31 条第 1 項（社会福祉法人の定款の認可）・・・66.3%(69/104)
社会福祉法第 56 条第 3 項（社会福祉法人に対する業務停止命令等）・・・66.3%(69/104)
社会福祉法第 56 条第 4 項（社会福祉法人の解散命令）・・・66.3%(69/104)

イ 「カ 県等からの専門職員の派遣」の回答数が多かった事務（詳細は別表 2-2 のとおり）

「県等からの専門職員の派遣」回答の市町合計 / 移譲（希望）市町数

身体障害者福祉法第 15 条第 4 項（身体障害者手帳の交付）・・・85.7%(12/14)
都市計画法第 29 条第 1 項（都計区域又は準都計区域における開発行為の許可）・・・70.0%(7/10)
障害者自立支援法第 54 条第 1 項（育成医療費の支給の認定）・・・64.3%(9/14)
都市計画法第 29 条第 2 項（都計区域又は準都計区域外における開発行為の許可）・・・60.0%(6/10)
社会福祉法第 31 条第 1 項（社会福祉法人の定款の認可）・・・53.8%(7/13)
社会福祉法第 56 条第 1 項（社会福祉法人に対する報告徴収及び検査）・・・53.8%(7/13)
社会福祉法第 56 条第 3 項（社会福祉法人に対する業務停止命令等）・・・53.8%(7/13)
社会福祉法第 56 条第 4 項（社会福祉法人の解散命令）・・・53.8%(7/13)
農地法第 4 条第 1 項（農地転用の許可(2ha 以下)）・・・53.8%(7/13)
農地法第 5 条第 1 項（農地等の転用を伴う権利移動の許可(2ha 以下)）・・・53.8%(7/13)
障害者自立支援法第 58 条第 1 項（育成医療費の支給）・・・50.0%(7/14)

ウ 「ウ 市町職員の県への派遣」の回答数が多かった事務（詳細は別表 2-3 のとおり）

「市町職員の県への派遣」回答の市町合計 / 移譲（希望）市町数

都市計画法第 29 条第 1 項（都計区域又は準都計区域における開発行為の許可）・・・70.0%(7/10)
都市計画法第 29 条第 2 項（都計区域又は準都計区域外における開発行為の許可）・・・60.0%(6/10)
身体障害者福祉法第 15 条第 4 項（身体障害者手帳の交付）・・・57.1%(8/14)
障害者自立支援法第 54 条第 1 項（育成医療費の支給の認定）・・・57.1%(8/14)
障害者自立支援法第 58 条第 1 項（育成医療費の支給）・・・57.1%(8/14)
社会福祉法第 31 条第 1 項（社会福祉法人の定款の認可）・・・53.8%(7/13)
社会福祉法第 56 条第 1 項（社会福祉法人に対する報告徴収及び検査）・・・53.8%(7/13)
社会福祉法第 56 条第 3 項（社会福祉法人に対する業務停止命令等）・・・53.8%(7/13)
社会福祉法第 56 条第 4 項（社会福祉法人の解散命令）・・・53.8%(7/13)

エ 「キ 周辺市町等との共同事務処理体制の構築」の回答数が多かった事務（詳細は別表 2-4 のとおり）

「周辺市町等との共同事務処理体制の構築」回答の市町合計 / 移譲（希望）市町数

- 母子及び寡婦福祉法第 13 条（母子福祉資金の貸付け）・・・42.9%（6 / 14）
- 母子及び寡婦福祉法第 32 条（寡婦福祉資金の貸付け）・・・42.9%（6 / 14）
- 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項（身体障害者手帳の交付）・・・35.7%（5 / 14）
- マンションの建替えの円滑化等に関する法律第 9 条第 1 項（建替組合設立の認可）・・・33.3%（4 / 12）
- マンションの建替えの円滑化等に関する法律第 45 条第 1 項（個人建替事業の認可）・・・33.3%（4 / 12）
- マンションの建替えの円滑化等に関する法律第 57 条第 1 項（権利変換計画の認可）・・・33.3%（4 / 12）
- マンションの建替えの円滑化等に関する法律第 98 条第 1 項（組合に対する監督）・・・33.3%（4 / 12）
- マンションの建替えの円滑化等に関する法律第 99 条（個人施行者に対する監督）・・・33.3%（4 / 12）
- 障害者自立支援法第 54 条第 1 項（育成医療費の支給の認定）・・・28.6%（4 / 14）
- 障害者自立支援法第 58 条第 1 項（育成医療費の支給）・・・28.6%（4 / 14）

3 調査結果の概要（その 2）

「特例条例により移譲済の事務で今回法令により移譲となる事務」について調査した。

移譲に当たっての課題（単位：％）

ア 特に課題なし	課題あり（複数回答）		
	イ 専門知識や ノウハウが 不足	ウ 現在の人員 体制では対 応が困難	エ 多大な財政 負担が想定 される
55.6	77.8	34.6	11.3

望まれる対策（複数回答）（単位：％）

ア 事務処理マ ニュアルの 整備等	イ 事前研修会 の開催	ウ 市町職員の 県への派遣	エ 当面の間、 県による相 談・支援体 制	オ 事務量に見 合った職員 数の確保	カ 県等からの 専門職員の 派遣	キ 周辺市町等 との共同事 務処理体制 の構築	ク 必要な財源 の確保
57.3	62.6	4.4	62.1	35.6	3.7	9.0	17.1

集計方法は 2(1)と同じ。

（参考資料）

- ・別表 1：調査対象事務（64 法律 359 事務）の権限移譲の状況＜市町別＞
- ・別表 2-1：「望まれる対策」の回答項目数が多かった事務
- ・別表 2-2：「県等からの専門職員の派遣」の回答数が多かった事務
- ・別表 2-3：「市町職員の県への派遣」の回答数が多かった事務
- ・別表 2-4：「周辺市町等との共同事務処理体制の構築」の回答数が多かった事務
- ・別表 3：「第 1 次勧告では移譲先となっていない事務のうち、特例条例による移譲を新規に希望する事務」一覧
- ・別表 4：対象法律一覧（64 法律）